

高分子凝集剤（汚泥脱水機用）ほか（単価契約） 仕様書

1 品 名 高分子凝集剤（汚泥脱水機用）ほか（単価契約）

2 用 途 汚泥脱水機及び機械濃縮機の助剤

3 数量、規格及び効能等

(1) 同等品の可否の欄に「○」とあり、(3) で例示した基準品以外で参加する場合は、必ず同等品規格確認票により事前確認を受けること。「×」の場合は、同等品での参加は認めない。

(2) 同等品の可否の欄に「—」とある場合は、規格を満たすものであればメーカー・品番を問わない。
(規格を満たしているかどうかの事前確認及び同等品規格確認は受け付けない。)

内訳	品名	規格及び効能	発注予定数量	単位	同等品の可否
1	高分子凝集剤 (汚泥脱水機用)	ア 形状：粉末 イ 溶解濃度：0.2% (60分以内で水に完溶) ウ 混合物：含有せず エ 脱水汚泥含水率：平均80.0%以下 オ SS回収率：95%以上 カ 薬注率：固形物に対して2.0%以下 キ 汚泥脱水機の方式：圧入式スクリュープレス	28,800	kg	×
2	高分子凝集剤 (機械濃縮機用)	ア 形状：粉末 イ 溶解濃度：0.2% (60分以内で水に完溶) ウ 濃縮汚泥濃度：平均4～5% エ SS回収率：95%以上 オ 薬注率：固形物に対して0.3%程度	3,150	kg	×

共通して、汚泥の性状は季節や流入水質等の要因で変化するため、最適な高分子凝集剤の品目を再選定する必要がある場合には対応すること。

(3) 基準品 ※基準品の内容が上記規格の付属品を満たしていない場合は付属させること。

内訳	メーカー・品番等				
1	石垣メンテナンス イシフロック	クボタ環境エンジニアリング クボックス	日鉄鉱業 テツフロック	ハイモ株式会社 ハイモロック	株式会社アセラ Zフロック
2	石垣メンテナンス イシフロック	クボタ環境エンジニアリング クボックス	日鉄鉱業 テツフロック	ハイモ株式会社 ハイモロック	株式会社アセラ Zフロック

4 高分子凝集剤の選定及び試験分析等

別紙 高分子凝集剤（汚泥脱水機用）ほか（単価契約）特記事項 のとおり。

5 発注予定数量

予定数量であり、この数量の発注を保証するものではない。ただし、発注予定数量を上限とし、下限は発注予定数量の8割とする。この下限を下回るときは、発注者と受注者が契約金額（単価を含む。）について協議を行い、必要があると認めるときは契約金額の変更を行うものとする。

6 契約単価等

(1) 消費税及び地方消費税に係る課税事業者の場合

入札書記載の単価とする。

(2) 消費税及び地方消費税に係る免税事業者の場合

入札書記載の単価に当該額の100分の10に相当する額(その額に円単位未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)を加算して計算した額とする。

7 納入期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

8 納入場所

東広島浄化センター 汚泥処理棟、機械濃縮棟(東広島市西条町田口10100番地1)

9 納入期限

納入日は発注者と受注者で協議の上決定すること。ただし、東広島市の休日を定める条例(平成元年東広島市条例第6号)第1条第1項に規定する休日は含めない。(午前8時30分から午前12時の間に納入すること。)

10 納入方法等

汚泥脱水機用、機械濃縮機用とも15kg入紙袋での納入とする(1回当たりの発注で、機械濃縮機用は450kg、汚泥脱水機用は900kgの納入を予定)。

紙袋には品番・品名等を明記するなど、汚泥脱水機用と機械濃縮機用が容易に区別できるような措置を講ずること。

11 提出書類

契約締結後:メーカーからの出荷確約書

納入時:納品書、計量伝票、品質検査書(試験成績表等。メーカーによる試験成績でも可)

12 支払方法

月ごとの支払いとする。受注者は検査合格後、納入日が属する月の末日以降に当該履行部分に当たる代金を次のとおり請求することができる。

(1) 消費税及び地方消費税に係る課税事業者の場合

契約単価に月間履行数量(kg)の合計を乗じて計算した金額に、その金額の100分の10に相当する金額(その金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)を加算した金額とする。

(2) 消費税及び地方消費税に係る免税事業者の場合

契約単価に月間履行数量(kg)の合計を乗じて計算した金額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)とする。

なお、請求書には、納入ごとの納入月日、数量、単価及び請求ごとの合計金額、消費税の適用税率、消費税の金額等、請求の根拠となる内訳を記載すること。

13 問い合わせ(汚泥採取の申込先)(発注担当課)

東広島市 下水道部 下水道施設課 施設係
TEL 082-420-0403(直通)
FAX 082-420-0404

高分子凝集剤（汚泥脱水機用）ほか（単価契約）特記事項

1 高分子凝集剤の選定について

(1) 共通事項

- ① 消臭剤として流入水に 11%ポリ硫酸第二鉄を投入している。また、高分子凝集剤の溶解には処理水を砂ろ過した用水を利用しているので、これらを考慮すること。
- ② 流入水量：約 46,900 m³/日、産業排水 約 19,200 m³/日、家庭排水 約 27,700 m³/日、供給汚泥含水率：97～98 %程度、有機分 85 %程度、供給汚泥量：約 6,882 m³/月（令和7年9月の月間平均）。
- ③ 汚泥の濃縮は、最初沈殿池汚泥は重力濃縮、余剰汚泥は機械濃縮によりそれぞれ行う。

(2) 汚泥脱水機用について

- ① 均等・均一な凝集フロックを作るため、凝集混和槽（フロキュレータ）の回転を高速回転（50～60Hz）で行うことができるフロック強度を確保できる品目とすること。
- ② 汚泥脱水機はスクリュープレス脱水機を使用しているため、これに適する製品とすること。

(3) 機械濃縮機用について

- ① 後工程の汚泥脱水機に使用する高分子凝集剤や汚泥脱水作業に悪影響を与えない品目とすること。

2 高分子凝集剤の選定のための汚泥採取について

- (1) 入札に参加しようとする者で入札価格の決定や基準品の中から高分子凝集剤の品目を決定したり、契約締結後に基準品の中で高分子凝集剤の品目を再選定したりすることを目的に汚泥の採取を行いたい場合は、これを認める。汚泥の採取は、事前に発注者と汚泥を採取する者（以下「採取者」という。）の間で協議して決定した日時で行うこと。
- (2) 汚泥採取や採取した汚泥の試験等を行うために必要な費用は、全て採取者の負担とする。
- (3) 採取した汚泥は、採取者の責任で利用すること。
- (4) 汚泥の採取にあたっては発注者や東広島浄化センターの維持管理業者の指示に従い、事故、設備の破損等に対策を講じること。事故が発生しても発注者は責任を負わない。また、採取者の過失等により東広島浄化センターの設備、機器等に損害を与えた場合は、採取者がそれを補償すること。

3 契約締結後の高分子凝集剤の試験

汚泥は施設運転の方法、温度、流入水質などの要因によって性状が変化することがある。そのため契約締結後、受注者は仕様書「3 数量、規格及び効能等」に示す効果を得られる高分子凝集剤を納入できるように、3か月に1回程度、東広島浄化センターの汚泥に対して適合しているか試験を行い、必要に応じ品目の再選定などにより最適品を納入できるようにすること。ただし、発注者が「3 数量、規格及び効能等」に記載の効能を継続して満足すると認める場合は、発注者と受注者が協議の上で回数を減じることができる。

4 契約締結後の高分子凝集剤の納入について

- (1) 東広島浄化センターへの納品、荷積み、荷降ろしにかかる全ての費用は受注者の負担とする。
- (2) 重量のある物品の納入となるので、安全対策を行うこと。

5 損害の負担等

本契約履行上、受注者の責めに帰すべき事由により発生した損害（事故、設備等の破損、第三者に与えた損害等）に伴う、費用等の一切は、受注者が負うものとする。